平成２１年（フ）第１７９１号
大阪府松原市天美我堂１丁目10番地の１
α－１　402号
債務者　丹田　裕幸
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８５号
堺市堺区大町西３丁４番５　ユニ・アルス堺プレジオ902号
債務者　花谷令美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８９号
堺市中区宮園町２番４―801号
債務者　吉田組こと　吉田　芳彦
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９０号
堺市北区新金岡町５丁３番505号　栄ハイツ201号
債務者　森本　伸彌
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９６号
大阪府富田林市本町12番24号　２階５号室
債務者　早瀬　進治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９９号
大阪府大阪狭山市半田２丁目317番地の５
債務者　小川塗装こと　小川　雅也
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０２号
堺市美原区小寺70番地５、前住所堺市美原区石原492番地９
債務者　小西　康博
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９７７号
大阪府高石市綾園６丁目３番25　末広ハイツ203号
債務者　飯島かをる
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９８８号
堺市北区新堀町２丁81番地　すぎもと文化１階
債務者　守川　繁広
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９１号
堺市南区美木多上1060番地
債務者　中尾造園こと　中尾　正巳
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００３号
大阪府藤井寺市沢田２丁目10番53　グランデ藤井寺108号、前住所大阪府藤井寺市岡１丁目７番10―201号
債務者　加藤　正治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７０号
大阪府岸和田市下池田町３―13―１―1109、住民票上の住所大阪府岸和田市大町１丁目10番16―911号
債務者　安藤　実樹（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７４号
大阪府岸和田市下松町１丁目13番７―301号、前住所三重県名張市つつじが丘北９番町255番地
債務者　長副　陽介
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７５号
大阪府泉南郡熊取町朝代東４丁目１番14号
債務者　阪口　光子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１９０号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目９番３号
債務者　檜　　千里
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２３４号
大阪府泉佐野市市場西１丁目14番14号
債務者　西川由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６号
大阪府貝塚市王子892番地１棟203号
債務者　服部トミ子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係